

改正

平成19年3月30日告示第34号

平成20年3月31日告示第19号

平成24年3月30日告示第32号

平成27年12月28日告示第107号

平成28年3月25日告示第24号

館山市軽度生活援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助（以下「軽度生活援助」という。）の費用の一部を助成することにより、高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 おおむね65歳以上の者であつて、単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものをいう。
- (2) 事業者 第4条に規定する軽度生活援助を行う者であつて、市長が別に定めるものをいう。

(助成対象者)

第3条 軽度生活援助の費用の助成（以下「助成」という。）を受けることができる高齢者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けられる被保護世帯に属する者
- (3) 日常生活に支障のある者であつて、軽度生活援助が必要であると認められるもの

(援助の内容)

第4条 事業者が行う軽度生活援助は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家回りの草取り
 - (2) 家回りの生垣、庭木等の手入れ
 - (3) 家屋、備品等の軽微な修繕等
 - (4) 視覚に障害のある者に対する朗読及び代筆
- (助成金の額)

第5条 市長は、助成の対象者が軽度生活援助を利用したときは、前条第1号又は第2号に掲げるものについては1時間当たり700円を、同条第3号又は第4号に掲げるものについては1時間当たり760円を助成する。

(助成の申請及び決定)

第6条 助成を受けようとする者は、軽度生活援助利用申請書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その旨を軽度生活援助利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(登録)

第7条 市長は、前条第2項の規定により助成の対象者である旨の決定をした者（以下「利用者」という。）を軽度生活援助事業登録台帳（別記第3号様式）に登録する。

(利用券の交付)

第8条 市長は、利用者に対し、軽度生活援助利用券（別記第4号様式）を交付する。

- 2 利用券の有効期限は、交付の日の属する年度の末日とする。
- 3 利用者に交付する利用券の枚数は、1会計年度につき利用者が属する世帯当たり、次に掲げる枚数を限度とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる軽度生活援助 9枚
- (2) 第4条第2号に掲げる軽度生活援助 6枚
- (3) 第4条第3号に掲げる軽度生活援助 2枚
- (4) 第4条第4号に掲げる軽度生活援助 6枚

(利用方法)

第9条 利用者は、軽度生活援助を利用したときは、当該援助1時間につき利用券1枚を事業者に提出し、軽度生活援助の料金から第5条に規定する助成金の額を控除した額を事業者に

支払うものとする。

(利用料金の請求)

第10条 市長は、前条の事業者に対し、第5条に規定する助成金に相当する額を支給するものとする。

2 前項の規定による支給を受けようとする事業者は、当該軽度生活援助を行った日の属する月の翌月の10日までに、軽度生活利用料金請求書(別記第5号様式)に利用券を添えて市長に提出するものとする。

(変更の届出)

第11条 利用者は、第3条に規定する要件を欠くに至ったときは、直ちに軽度生活援助利用資格喪失届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに軽度生活援助利用変更届(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所若しくは居所を変更したとき。

(2) 電話番号を変更したとき。

(取消し及び返還)

第12条 市長は、前条第1項に規定する届出があったときは、助成の対象者である旨の決定を取り消すものとする。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象者である旨の決定を取り消し、その旨及び理由を軽度生活援助利用決定取消通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成の対象者である旨の決定を受けたとき。

(2) 第3条に規定する要件を欠くに至った場合において、前条第1項に規定する届出をしないとき。

3 市長は、前2項の規定により助成の対象者である旨の決定を取り消した場合において、既に交付した利用券があるときは、当該利用券の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(不正使用の禁止)

第13条 利用券の交付を受けた利用者は、利用券を他の者に譲渡する等不正に使用してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。